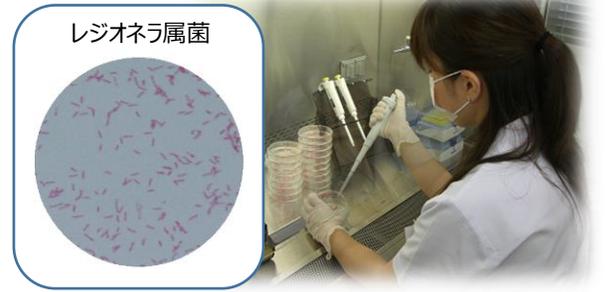


浴槽水等のレジオネラ属菌検査のご案内

公衆浴場及び旅館業の浴場におけるレジオネラ症対策については、**島根県条例**の「公衆浴場法施行条例」ならびに「旅館業法施行条例」で定める『衛生措置の基準』の遵守・徹底が求められます。



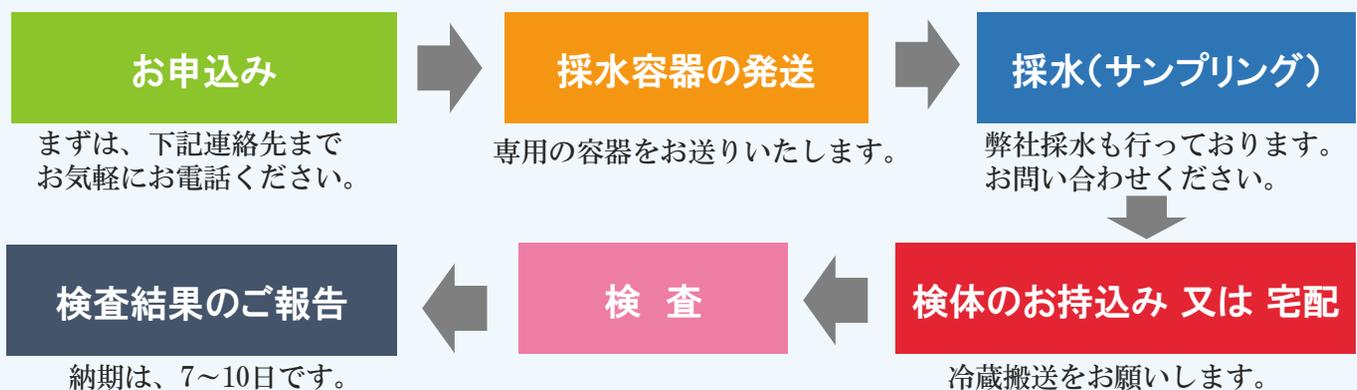
レジオネラ属菌の検査頻度について

毎日完全換水型：1年に1回以上
連日使用型：1年に2回以上
(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上)

浴槽水の換水について

ろ過器を使用していない浴槽は、**毎日**完全に換水して清掃を行ってください。
ろ過器を使用している浴槽は、**1週間に1回以上**完全に換水して清掃を行ってください。

レジオネラ属菌検査のお申込み方法について



検査依頼書DLはこちらから→[水質検査依頼書\(用水検査\)\(kanhokou.or.jp\)](http://kanhokou.or.jp)

公益財団法人

島根県環境保健公社

〒690-0012
島根県松江市古志原一丁目4番6号

お申込み・お問い合わせは下記の電話番号までご連絡ください

☎ **0852-24-0207** 環境事業部 環境事業推進課